

第8回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成23年11月24日（木）9：30～10：15

場 所：安城市役所 本庁舎 第10会議室

出席者：加藤勝美委員・大参斌委員・横山松男委員・山寄正裕委員・大場順也委員
山内正幸委員・大野裕史委員・古濱利枝子委員・旭多貴子委員
草苺玲子委員・小森義史委員・石川政子委員・小鹿登美委員・昇秀樹委員

欠席者：なし

事務局：永田副市長・中根市民生活部長・神谷市民協働課長・長谷市民協働係長
中山・鈴木・池田

傍聴者：2人

事務局： ただいまから、第8回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会を開催させていただきます。最初に市民憲章の唱和を行います。

<安城市民憲章唱和>

本日の審議会におきましては、全員の委員の出席をいただいておりますのでご報告させていただきます。また、今回の審議会では傍聴の方がいますので、合わせてご報告します。それでは加藤会長からあいさつをお願いします。

1. あいさつ

加藤会長： もうすぐ年末ですが大変寒い日が続いておりまして、ご参加ご苦勞様です。第7回の審議会では、協働に関する指針について皆さんからいろいろなご意見をいただき、修正などを今回の資料に載せています。皆さんからのご意見を大切にしていきたいと考えています。

また、来年には条例の制定が予定となっておりますので、今後ともより皆さんのご協力を得ながら審議していきたいと考えております。

事務局： ありがとうございます。それでは、議題に移ります。ここからの進行は加藤会長をお願いします。

2. 議題

(1) 協働に関する指針（案）について

加藤会長： それでは、「議題1の協働に関する指針（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局： まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

先にお送りさせていただきました、資料1：安城市協働に関する指針(案) 2011.11.24版、資料2：協働に関する指針修正対応表、資料3：安城市「協働に関する指針」の策定に向けたこれからの“市民協働のまちづくり”への提言、この3つがお手元にございますでしょうか。

【資料確認】

資料1：安城市協働に関する指針（案）2011.11.24版

資料2：協働に関する指針修正対応表

資料3：安城市「協働に関する指針」の策定に向けたこれからの
“市民協働のまちづくり”への提言

資料1は、前回の第7回審議会で、委員の皆様からいただきましたご意見と、10/13と11/10のあんねっとの意見を踏まえまして修正したのになります。資料2は、その意見をまとめたものと、修正対応結果の参照表になります。

資料3は、前回の審議会で説明しました、協働に関するアンケート調査結果から、協働推進策を業務受託業者が提言としてまとめたものです。市民活動に関する内容や協働の認知度に関する内容を、指針の15ページからの現状分析と課題の部分に盛り込みました。後ほど説明いたします。

それでは、指針の修正点につきまして説明させていただきます。

まず表紙ですが、イラストと作成年月日を入れました。これは、あんねっとから提案されたもので、指針が固いイメージにならないように、親しみやすくする工夫としてイラストを入れました。現在はイメージ案が入っておりますが、完成版はあんねっとメンバーが作成したイラストが入る計画です。

めくっていただきまして、風車の構成図ですが、右ページの目次の章立て構成をイメージしやすくするために、目次と直接対応していない項目を省略しました。右の目次の修正点は、「はじめに」を追記した点と、第4章の項目を集約した箇所のみで、構成の修正はありません。

次、めくっていただいて、「はじめに」ですが、ここでは読み手を明確にすることと、この指針の発行元を明確にするよう前回の審議会でのご意見を踏まえ新しく作成しました。また、あんねっとで、国の新しい動きも

入れたいと提案がありましたので、新しい公共などの考え方を注釈を入れて盛り込みました。右ページでは、あんねっとの紹介を付け加え、指針の構成を再度分かりやすく説明しております。

次に、1ページです。四角い枠内の協働の定義を前回の審議会でのご意見を踏まえ、文中で使用しても意味の重複がないように見直し、また、「サラダ」の唐突感をなくすため、注釈とイラストを加え説明しました。

右2ページ3ページは、安城市での協働の必要性をまとめ直し、町内会との連携の現状を説明しました。また、この指針の内容も含め、市民活動団体と市との協働について、まずは進めることを説明しました。

4ページから8ページは、文字を整えた程度で特に変更はありません。

9ページは、前回、市民と行政との協働と表現されていましたが、この指針の主旨に沿って、市民活動団体と市との協働に修正し、市民と表記されていたところを、市民活動団体に置き換えています。従いまして、5つの領域内も、一番左から団体主体、団体主導、一番右を市主体、次を市主導としました。真ん中の部分は双方対等でしたが、対等は前提で両どなりと矛盾が生じると前回の審議会でご意見をいただきましたので、双方主体で「主体」というキーワードで統一しました。

10ページは、あいち協働ルールブックに注釈を追記しました。

11ページから14ページのグラフは、見やすく工夫をしました。

14ページ下段、前回の審議会ですと事業を行うだけが協働ではないとご意見をいただきましたので、事業者代表大場委員のアイシン・エイ・ダブリュ株式会社様の社会貢献活動から、安城市矢作川くだりの取り組みの情報をいただき、ここで紹介しました。

15ページから19ページは、前回は、あんなっつとでの意見から現状と課題を併記していましたが、協働のアンケート調査結果の内容からも、しっかりと現状を捉えたグラフや傾向が出ましたので、アンケート結果分析の内容を盛り込みました。

まず15ページは、初めにアンケート調査の概要について説明を入れました。続いて市民活動への参加状況として、「参加したことがある・参加してみたい」の回答合計が「今後も関わるつもりはない」の否定的意見を大きく上回っていた結果を記載しました。また年齢別に、意識結果も記載し分析を深めました。16ページはその結果のグラフです。

下段は、協働という言葉や取り組みに対する認知度の分析結果を記載しました。

17ページには、市民と市との協働事業に対する可能性と役割分担意識を載せました。あわせて、17、18、19ページに、それらの分析結果のグラフを載せました。

20ページの課題は、前回の審議会ですと課題の表記方法が切り捨て型で

あるとご意見をいただきましたので修正しました。また課題1と3が、前ページの現状に対応するよう表現方法を修正しました。

22ページにいきまして、具体的施策ですが、事業開始目標時期を短期・中期・長期としていましたが、長期の5年以上は随分先の話になり具体性と実現性に欠けるため削除しました。ほかに、施策1の1つ目にシンポジウムとフォーラムを併記し、事業の幅を広げてあります。

次に23ページ、施策3の1つ目、市民活動支援施設担当者の交流事業の内容で、生涯学習課の後ろにカッコ書きで、青少年の家も含むとしました。これは、現在、市内のボランティア・市民活動センターは4つあり、青少年の家ボランティア活動支援センターも含めるために追記しました。また、施策4の協働コーディネーター連携・交流事業はあんねっとの意見で、既存のコーディネーターを活用・連携するための事業が必要との意見から追記しました。

24ページは、あんねっと基金の施策ですが、前回の審議会のご意見から、短期的で実現可能性のある内容に細分して、段階的に事業が進んでいくように整理して記載しました。

25ページからの制度につきましては、各項目にカッコ付きで番号を付番しました。(1)の団体登録の整備は、内容を少し補足説明しました。

26ページ、(3)公共サービスへの参入機会の提供は、前回は四角の囲みと内容が重複している部分があったため、まとめ直しました。

27ページは、(4)～(6)の項目の順番を並び替えました。また、(5)の協働推進計画の策定は、内容を少し補足説明しました。

飛びまして29ページ、(8)市民活動保険制度の充実はあんねっつとで提案され、新たに盛り込みました項目です。市民活動センターが秋葉いこいの広場レストハウス内にあった頃から、市民活動団体からの相談として活動保険の整備の話が度々あり、安城市に現在ある「ふれあい補償制度」と合わせ良い制度が考えられないかと、ここへ盛り込みました。

31ページのイメージダイアグラムですが、右上の方の生涯学習ボランティアセンターの枠内へ、先ほど説明しました、青少年の家ボランティア活動支援センターを追記しました。以降、第3章でも生涯学習ボランティアセンターの部分は、併記する形で、後ろに青少年の家ボランティア活動支援センターを追記してあります。

32ページからの第3章は、前回の審議会でもご説明しましたとおり、あんねっつとで話し合われた内容がまとめられている章です。前回は、主語の欠落や内容の重複などが見られましたので、そのような箇所を中心に修正をしました。

また、第2章との関係性を記したほか、あんねっつとでの意見から、33ページから41ページの太い四角い枠内の見出し意見を分かりやすくする

ために、※書きで31ページのイメージダイアグラムを参照するよう注釈を入れました。

飛びまして、36ページにあんねっとでの提案から、バーチャルオフィスとインキュベーションスペースを注釈入りで追記しました。

38ページには、前回の審議会で、あんねっとで話し合われた意見として、小鹿委員が説明された新しい寄附の試みにつきまして、前回抜けておりましたので注釈付きで追記しました。

飛びまして、41ページ下段、あんねっとでの提案から、ICTの取り組みとして地域SNSやツイッターを注釈入りで追記しました。

最後に、43ページですが、第4章としまして指針が完成した先の取り組みを、前回ではアンケートの提言とあんねっとの提言を記載する予定でしたが、それぞれを合わせて文章で表現する形でまとめました。

以上が、前回の指針（案）から今回の（案）に修正した点の説明になります。

あと指針の構成としては、審議会で策定してきたスケジュール、審議委員の名簿、あんねっとメンバーの名簿を参考資料として添付しまして指針として完成させる予定であります。

加藤会長： ありがとうございます。ただいまの説明にご意見ありましたらお願いしますが、その前に今日は昇先生から資料を追加で受領しておりますので、昇先生からご説明をお願いいたします。

昇委員： （他市の自治基本条例策定状況の情報提供）

加藤会長： ありがとうございます。それではご意見がありましたらお願いします。

草苺委員： 先回何かおかしいと思っており、今回資料を読んでこれだと気づいたことです。P31の市民活動センターが中心的・専門的なHUB機能を担うとあります。これは理想的な形だと思いますが、このような機能を付与した上で市民活動センターを実際に運営していく団体はどういう団体なのか、ということです。現状は業務委託により愛知ネットさんが担っております。しかしずっと1つのNPOに委託するわけではなく、いろいろな団体が業務を受託することになります。そのようなことを考えると、市民活動センターの運営は大変流動的であり、また団体によって様々な運営方法がとられるのではないかと思います。この市民活動センター運営を業務委託に出す場合、受託する団体はどのような運営方法をとっていてもらうのが疑問です。例えば、東京ボランティア市民活

動センターですが、昭和36年から活動されており、主体は福祉協議会です。また、社会福祉法人が運営しております。このやり方だと、運営方針がはっきりしてくると思います。現状の協働に関する指針ですと、市民活動センターの運営をだれが担うのか、が明記されておられません。今後は愛知ネットさんが当面運営していくのですが、その次の受託者はしっかりした団体でなければならないと考えますがどうでしょうか。

事務局： ご意見ありがとうございます。

P31のイメージダイアグラムですが、市民活動センターを中心とし、その周りに社会福祉協議会ボランティアセンターから地区公民館まで4つあります。市民活動センターは周りにある4施設の事業等を集約して引き受けるという位置づけではなく、人の交流・情報の相互共有のとりまとめを行う役割を付与したいということで「HUB機能を担う」という記載がしてあります。

現在、市民活動センターは指定管理者制度に基づき、NPO愛知ネットさんに運営をしていただいております。この市民活動センターの運営とは別に、あんねつにて意見が出されている事として、P34にも記載してありますが、(仮称) あんじょう協働サポータークラブというものがあります。これは人の育成ということで、その仕組みも中で紹介しております。まだ計画段階で、詳細までは検討できていないのですが、このあんじょう協働サポータークラブの拠点を市民活動センターに置き、人の交流・情報の相互共有を促すような役割を担ってもらうことを考えています。市民活動センター・市・あんねつの3者の連携にて、中間支援組織であるあんじょう協働サポータークラブを育成していくことにより、市民活動センターの補助的な役割を担ってもらうことを考えています。

草苺委員： 分かりました。市民活動センターは情報の場所であり、人が集まる場所であるという方針ならば、現状に即していると思います。ただし、もう1つ疑問に思いました。今のお話から、P36のインキュベーションスペースはそれぞれの団体が各自でインキュベーションをするということですね？

分かりました。ありがとうございます。

加藤会長： 他にありませんか。はい、どうぞ。

山内委員： 一般の市民の方が、協働に関する指針を目にする機会が多くなるかと思えます。先程、協働という言葉の認知度が低いという結果が出ていましたが、そういう上では、安城市協働に関する指針の下に副題を入れる

と効果的ではと思います。以上です。

事務局： ご意見ありがとうございます。

あんねっとでも「指針」という言葉自体がカタイと言われております。ですので、表紙の下に副題を入れることによって、この指針がどういう内容なのかをぱっと見てわかりやすくなるように、また手にとってもらいやすくなるようにしたいと思います。これはあんねっとに持ち帰り、検討したいと思います。

加藤会長： 他にありませんか。はい、どうぞ。

旭委員： 興味深く拝見しました。草苺委員の意見と重なる部分はありますが、インキュベーションについては、市民活動センターそのものだと思います。

例えば、郵便物のメールボックスの設置が実現すれば、そんなに大きな「スペース」が無くても、大いに活用できると思います。私たちも「さんかく21・安城」という団体として、市民活動センターを事務所兼作業場として使用しておりますし、先日、西尾市と活動交流したときも、スペースについては高く評価されておりますので、ぜひメールボックスの機能が現在ないので、市民活動センターの中に各団体のメールボックスが設置される日がくれば、インキュベーションとしてより近づくかと思えます。

また、P31のあんねっと基金のところに、市民からお金を入れる、ことを追記してほしいです。現状では、事業者・市・団体からのお金の積み立てまたは寄附ですが・・・、ここにありますがね。失礼しました。市民の小口のお金でも集まるようになると、モリコロの跡地で行われているファンドレイジングのように、「私のグループにください」から「あなたのグループを応援したいです」というような流れができ、安城市ももっと活動しやすくなるのかなと思います。

加藤会長： 他にはいかがでしょうか。

大場委員： この指針全体に関してですが、指針の中には旬な情報が色々記載されておりますが、これらの情報の賞味期限はいつまでと考えればよいでしょうか。例えば、5、10年後に平成13年のデータが記載されていても意味がないようにも思いますが。

事務局： 1つの基準となるかは分かりませんが、P22に今現在の目標として「短期」「中期」の記載をしております。その中の「中期」で3、4年としていますので、賞味期限としては最長で4年ではないかと考えております。

また、この後、本指針に基づきまして、市民協働推進条例を策定し、必要であれば推進計画も作っていく予定でいます。この指針の位置づけとしては、協働条例や計画の元となるものです。ですので、その2つが完成すれば、本指針の大きな役割としては終わるのではないかと考えています。

加藤会長： 他にはいかがでしょうか。

草薙委員： これも日頃思っていることですが、「お金」で基金による財政的支援とあります。現在、社会福祉協議会のプレゼンに怖気づいて、プレゼンできずに支援を受けられていない団体があるかと思います。このあんねつと基金ができれば、福祉分野とのきちんとした住み分けができて良いと思います。しかし、まだ先の話ですが、あんねつと基金では上手にプレゼンができない団体にも割り当てがあるような、でも、ゲーム的な面白要素にならない仕組みとしてほしいと思います。

事務局： P24の施策5、基金を活用して市民活動助成制度を創設します、という箇所に関係してくる話かと思います。基金を設置した後に、その助成制度をどのようにするかということについては、具体的には決まっておりません。ですので、今いただいたご意見は参考にさせていただき、制度設計に役立てていきたいと思っています。

加藤会長： 他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

昇委員： 他市の例でもありますが、この指針を読んだ人が疑問があった場合のために、冊子の一番後ろに発行元と連絡先を記載しておいた方がよいかと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。完成版では発行元と意見の連絡先を記載しようと思います。

加藤会長： 他にいかがでしょうか。

別にないようですので、時間も早いですが、以上で議題については終了させていただきます。ありがとうございました。

3. その他

事務局： ありがとうございました。それでは続きまして、次第3その他というこ

とで事務局よりご連絡させていただきます。

市民参加条例についてリーフレットを作成しました。これにて市民に向けてPRしていきたいと考えております。

次回の開催は、協働に関する指針の最終審議となります。日程は平成24年2月を予定しておりまして、詳細は後日ご連絡いたします。

それでは、以上をもちまして第8回の審議会を終了したいと思います。
本日はありがとうございました。

10:15 終了